

「ケアハウス ルンビニ大治」の入居ご案内

社会福祉法人 大樹会が設置運営しております「ケアハウス ルンビニ大治」の施設、福祉サービス、入居条件、必要経費及び入居手続き等の概要は、以下のとおりです。

1. 施設の概要

- (1) ケアハウス ルンビニ大治は、平成10年5月21日に開所（当時定員100名）し、現在は、定員94名の特定介護施設です。
- (2) 施設の1階には、食堂、浴室、事務室、2階には集会室、2階～6階には居室、洗濯室（コインランドリー）、3、5階には多目的室。それ以外の階は談話室を設けています。
- (3) 居室は、面積21.78㎡でミニキッチン、洗面台、クローゼット及びトイレを付設しており、また緊急連絡装置（ナースコール）及び空調機（エアコン）等も付いています。

2. 福祉サービス等の内容（※介護保険を利用している方は、特定施設入居者生活介護の対応となります。）

	ケアハウス（一般入居）	特定施設入居者生活介護
介護	介護は行いません。 体調が悪くなってきた時や、自分で出来ない事が多くなってきた時には、介護保険の申請をご家族でしていただくか、ご家族で対応をお願いいたします。	ご本人様が生活をされる中で、必要と思われる支援を行います。 排泄・入浴・清掃等の介助は介護保険上、施設の介護支援専門員がケアプランを作成し、それに基づき介護を行います。
食事	栄養士の立てた献立により、栄養バランスに配慮した食事を食堂で摂っていただきます。 月1回程度、行事食として季節に合わせた食事をしていただけます。 体調に合わせて、主食：硬さを変える。副食：大きさを変えることはします。（治療食は行いません。）	食事介助が必要な方は、施設の職員が食事介助をさせていただきます。 また、食事の内容を主食の堅さ、副食の大きさを変えるということで対応ができなくなった方には、ソフト食（別途費用）の対応もさせていただきます。
入浴	月～土までの夕方5時より、1人で入浴できます。 ※他のご入居者様より、歩行に不安の訴えがあった場合は、本人・他の方の安全を確保するために介護保険をとっていただき入浴介助、もしくはご家族で入浴の介助をしていただきます。	週2回を基本として、介護職員での入浴介助を行います（介助の方法については、安全性の観点から、介護スタッフや介護支援専門員の方針に沿って実施されることが多くなります。）
清掃 環境整備	ご自分の居室の衛生管理は、ご本人様もしくは、ご家族で行っていただきます。	週1回の居室清掃をさせていただきます。水回りやトイレに関しては適時行っていきます。 介護をさせていただくため、環境整備は、ご家族と一緒にさせていただきます。（居室内での不要物品の処分等には、ご家族様のご了解を基に実施するためです。）
洗濯	各階にある、コインランドリーを使用いただき、ご本人様で行っていただきます。 （クリーニングご利用の方には、週2回のクリーニング店の回収が有ります。）	週2回普段着、シーツ等の洗濯介助（別途費用）を行います。
病院対応	大治町内、近郊の指定病院への送迎を行わせていただきます。（時間、曜日の指定有） 時間、曜日以外、また、付添い、指定病院以外への受診は、ご家族での対応をお願いいたします。	往診を希望される方は、当施設協力医療機関、眼科、歯科での対応もできます。また、協力医療機関で対応できない科の場合は、介護職員付添いで、外部の受診をさせていただきます。 ※紹介状等で大きな病院への受診を進められている場合は、ご家族で対応をお願いいたします。
緊急時	急に体調が悪くなった時や、 <u>救急搬送の場合は、ご家族に対応をお願いいたします。</u> <u>（※救急搬送後、当日帰園等の場合は、再度起こる可能性があるため、ご家族に泊まり込みをお願いすることもあります。）</u>	居室のナースコールボタンは、枕元まで延長させていただきます。（昼間の急な体調不良や救急搬送は、職員付添いで行うことが多いですが、受診後、救急搬送後は、ケアハウスと同様の対応とさせていただきます。） さらに、救急搬送後、当日帰園等の場合は、状態により、家族の泊まり込みをお願いすることもあります。

相談業務 申請等	色々な生活上の問題や悩み事に関しては、できる限りご相談に乗って対応をさせていただきます。 また、 <u>市町村への申請等の対応に関しては、ご家族でご対応いただきますよう、お願いいたします。</u>	色々な施設での生活上の問題や悩みごとに関しては、相談員、介護支援専門員、看護師等専門職員がご相談の対応をさせていただきます。 また、介護保険上の申請は介護支援専門員が行わせていただきます。（それ以外の申請に関しては別途料金をいただきます。）
行事 レク等	カラオケ、喫茶、お茶会等の定期行事、また、季節に合わせた行事（夏祭り、クリスマス会）を行っております。 月1回移動美容室を利用いただけます。	午前中には、体操などを実施させていただきます。 月1回移動美容室を利用いただけます。
健康管理	健康管理は、ご本人・ご家族様の自己管理でお願いさせていただいております。 ※投薬がご自分で出来ない方は、必ず介護保険の申請をしていただきます。 ※体調が悪い場合は、ご家族で受診していただきます。 ※年1回、健康診断書の写しを提出していただきます。	当施設の看護師が体調管理を行います。 この中には、毎日の体調チェック、病院との連絡、報告等、入浴前のバイタル測定、薬の管理等が入っております。 脱水防止のための水分補給。 年1回の健康診断の実施。（国よりの義務です。）
夜間	宿直が対応をしますが、何か問題があった場合は、ご家族へ連絡させていただきます。	安否確認の巡視、夜間のトイレ介助、水分補給、体調不良時の対応をさせていただきます。
買い物	週3回近隣のスーパーへの送迎を行い、ご自分で買いに行ってください。	買い物付添い、買い物代行を別途費用で行います。
終身 次の施設 等の対応	当施設での対応はできません。 次の施設へのご相談はのりませんが、施設への見学、申し込み等は保証人の方で行っていただきます。	

3. 入居者の条件（次の全ての条件に該当することが必要です。）

・ケアハウス（一般入居）

- (1) 満60歳以上で介護保険を受けていない方（夫婦で入居される場合は、どちらかが満60歳以上の方。）で、ご本人が入居を希望している方。
- (2) 高齢等のため1人で生活することに不安がある方。
- (3) 食事、入浴及び排泄、清掃、洗濯等の日常生活がご自分1人でできる方。
- (4) 認知症状、精神疾患がない方。また性格的に集団生活に適応できる方。
- (5) 確実な保証能力また、下記の①～⑤までのことを行っていただける身元保証人が2名必要となります。
（身元保証人になっていただける方がいない場合には、保証協会に加入していただける方も可。）

・特定施設入居者生活介護

- (1) 介護保険の要支援①～要介護⑤を受けておられる方で40歳以上の方。
- (2) 精神疾患、認知症状を有しているが、当施設基準の該当範囲内であり生活できる方。
- (3) 当施設の設備で対応できる方。
- (4) 介護拒否のない方。
- (5) 確実な保証能力また、下記の①～⑦までのことを行っていただける身元保証人が2名必要となります。
（身元保証人になっていただける方がいない場合には、保証協会に加入していただける方も可。）

4. 保証人様の条件

- ① 保証人様の自宅から施設まで1時間以内であること。（極力、その方を第一保証人にしてください。）
- ② 保証人様が70歳に達した場合もしくは、達している場合は、それ以下の年の方をもう1名追加するか、他の方に保証人様を代わっていただきます。
- ③ 当該入居者が、急病や怪我等で入院を必要とする場合に病院へ来ていただける方。
（※ 夜間、早朝の可能性もあります。）
- ④ 入居者様が、体調不良で泊り込みでの対応が必要な場合、泊り込んでいただくことができる方。
- ⑤ 入居者が必要経費を払えない場合は、入居者に代わって負担する等その役割を確実に実行できる方。
- ⑥ 少なくとも月1回の来園が可能なる方。
- ⑦ 入居者様が、退居するときの身元引受の保証のできる方。（例、次の施設等の申し込み）

5. 費用

利用料一覧表の内容	① 施設の運営管理に要する経費。国の基準変更により、若干額改定される場合があります。） 月額 10,000 円～44,100 円（入居者の前年の所得額により定められた額。）
	② 生活費（食費等に要する経費。国の基準変更により、若干額改定される場合があります。） 月額 44,500 円
	③ 管理費（家賃に相当する経費です。） 月額 12,620 円（毎月お支払い頂く額です。）
	④ 各居室の水道代（キッチン、洗面台、トイレ用） 月額 1,240 円
その他の経費	⑤ 千草の会（入居者の自治会）会費 月額 1,000 円
	⑥ 冬期加算（11月～3月は、公共部の暖房費として加算されます。） 月額 1,960 円
	⑦ その他の経費（入居者が居室内で使用する電気、電話〔個人加入〕等の料金。）
	⑧ 保証金 利用料の滞納分の充当や退居時の居室原状回復等の費用で退居時に残金を返却します。 入居時 19 万円
	⑨ 介護保険の申請しても介護度が出なかった場合で、身体的な理由で食事の配下膳が出来ない方のみ。 月額 配膳のみ 1,500 円 配下膳両方 3,000 円

平成27年4月より介護保険の認定を受けておられる方は、階層別利用料と介護費自己負担額の負担となります。

利用料一覧表（月額）

令和1年12月1日現在

階層	※対象となる前年の収入額	①サービスの提供に要する費用	②生活費	③管理費	④水道料金	利用料合計
1	1,500,000 円以下	10,000 円	44,500 円	12,620 円	1,240 円	68,360 円
2	1,500,001 円～1,600,000 円	13,000 円	44,500 円	12,620 円	1,240 円	71,360 円
3	1,600,001 円～1,700,000 円	16,000 円	44,500 円	12,620 円	1,240 円	74,360 円
4	1,700,001 円～1,800,000 円	19,000 円	44,500 円	12,620 円	1,240 円	77,360 円
5	1,800,001 円～1,900,000 円	22,000 円	44,500 円	12,620 円	1,240 円	80,360 円
6	1,900,001 円～2,000,000 円	25,000 円	44,500 円	12,620 円	1,240 円	83,360 円
7	2,000,001 円～2,100,000 円	30,000 円	44,500 円	12,620 円	1,240 円	88,360 円
8	2,100,001 円～2,200,000 円	35,000 円	44,500 円	12,620 円	1,240 円	93,360 円
9	2,200,001 円～2,300,000 円	40,000 円	44,500 円	12,620 円	1,240 円	98,360 円
10	2,300,001 円以上	44,100 円	44,500 円	12,620 円	1,240 円	102,460 円

※この表の対象となる収入は、租税、社会保険料、医療費等の必要経費を控除した後の収入をいう。

※特定施設利用者は、利用料が変わります。（サービスの提供に要する費用が、MAX 23,000 円に変わります。）
消耗品等の個別費用があります。

介護費自己負担額

更新日 令和1年10月1日

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護保険 単位数 (30日)	5,430 単位	9,300 単位	16,080 単位	18,060 単位	20,130 単位	22,050 単位	24,120 単位
介護保険 報酬 (30日)	55,766 円	95,511 円	165,141 円	185,476 円	206,735 円	226,453 円	247,712 円
自己 負担額 (30日)	5,577 円	9,552 円	16,515 円	18,548 円	20,674 円	22,646 円	24,772 円

* 介護保険の自己負担割合 1 割で計算

(1 単位=10.27 円で計算)